

令和3年度

事業計画書

公益社団法人 高松市歯科医師会

## 令和3年度事業計画

### ○基本方針

我が国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少に転じ、今後その減少の幅は大きくなると見込まれている。1990（平成2）年に12.1%であった我が国の高齢化率は、2019（令和元）年までの間に、16.3ポイント上昇して28.4%に達し、平成の時代は急激な高齢化が進行した30年間であった。

他方、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）によれば、2040（令和22）年の高齢化率は、35.3%と2019年からの上昇は6.9ポイントになると見込まれている。この結果、2040年には、20～64歳人口が、人口全体のちょうど半分までに減少すると推計されている。

また、平均寿命は、平成の30年間に5歳伸びた。さらに、2040（令和22）年にかけて約2歳伸びると推計されている。2040年に65歳である男性の約4割が90歳まで、女性の2割が100歳まで生存すると見込まれている。まさに「人生100年時代」が射程に入ってきている。

社会保障制度は、平成の30年間にわたり急速な少子高齢化が進む中で、医療・介護をはじめとする様々な生活ニーズへの対応と、この制度を将来に引き継いでいくために必要となる財政面での持続可能性の強化を目的として、様々な改革が実施されてきた。

今後を見据えると、新たなコロナ禍での財政出動により、より厳しさのまじった財政状況も踏まえ、引き続き給付と負担の見直しに取り組むとともに、保険料を負担する支え手を増やすこと、また、医療・福祉サービスの担い手の確保といった視点も重要になってきている。

このような状況を踏まえ、本会では、高松市が策定した「健康都市推進ビジョン」に基づいた、笑顔の輪が広がる「健康都市」の実現を目指し、積極的に協力・連携する中、健康寿命を延ばす諸事業を展開している。

また、様々な活動自粛が強いられた令和2年度にあっても、本会では、歯科救急医療センターにおける歯科診療事業において、感染拡大防止対策のための臨時休診の期間を最小限に抑え、救急歯科診療を継続するとともに、「もぐもぐだより」や「もぐもぐ施設だより」を発行するなど、市民の健康保持・増進に寄与し、公益法人としての社会的役割を果たしているところである。

令和3年度においても引き続き、成人歯科保健事業や母子歯科保健事業並びに保育所及び学校歯科保健事業など、歯科医療領域の諸事業を、積極的に協力・実施するほか、行政に対し、口腔機能に着目した健診導入などへの働きかけを通して、「健康都市」の実現に寄与してまいりたいと考えている。

また、南海トラフ巨大地震の発生が現実味を帯びてきている現在、香川県歯科医師会とも協力・連携を深める中、高松市との協定書に基づき、本会に求められている役割が全うできるよう、災害時緊急連絡網を活用した防災訓練や資機材調達など、平常時にできる準備を引き続き実施することとしている。

また、コロナ禍にあっても決して後退することなく、前向きに地域住民の健康志向の高まりに対応し、関係機関との緊密な連携のもと、一般の歯科医院では対応が難しい障がい者歯科診療事業や救急歯科診療事業のさらなる充実を図り、地域拠点歯科診療所として、さらに、公益社団法人としての責務を果たすこととしている。

#### ○事業計画

##### (1)成人歯科保健事業

高松市が広く募集した市民や企業・事業所を対象に、保健センターやコミュニティセンター等において開催される歯科相談や口腔衛生指導、歯科健康診査等に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、各事業を通じて歯科疾患の予防と疾患の早期発見及び早期治療を促すことにより、市民の健康保持並びに増進に寄与する。

また、高松市及び直島町が指定する年齢の住民を対象に、成人歯科健康診査を行い、対象者の健康保持に寄与する。

##### ①歯の健康相談

保健センター・コミュニティセンターや事業所等で年間23回予定  
歯科医師派遣 延べ23名

##### ②歯の健康教育

各保健センターやコミュニティセンター等で年間42回予定  
歯科衛生士派遣 延べ42名

##### ③成人歯科健康診査

高松市：対象者 30、40、50、60、65、70歳の市民  
受診期間 7月1日～2月28日(8か月間)

受診者 4,400人

受診率 16.3%(見込)

直島町：対象者 40、50、60、70歳の町民

受診期間 10月1日～11月30日(2か月間)

受診者 40人

##### ④成人歯科保健活動

啓発ポスター・啓発チラシの作成、傷害保険加入など

## (2) 産業歯科健康診査事業

国民健康保険事業、中小企業勤労者福祉共済事業、高松市職員共済会、後期高齢者医療の各歯科ドックを行い、歯科疾患及び歯科に関連する生活習慣病の発生を予防するとともに、早期発見により重症化を防止し受診者の健康の保持増進に寄与する。

- ①国民健康保険事業歯科ドック 受診者 25人
- ②中小企業勤労者福祉共済事業歯科ドック 受診者 25人
- ③高松市職員共済会歯科ドック 受診者 120人
- ④後期高齢者医療歯科ドック 受診者 25人
- ⑤産業歯科健康診査活動 啓発チラシの作成

## (3) 母子歯科保健事業

高松市が保健センターで定期的に行う1歳6か月児及び3歳児の健康診査をはじめ、幼児期の歯科の健康診査や発育状態の個別相談等を行い、幼児の健全な発育に寄与する。なお、1歳6か月児については、個別健診化を検討中である。

また、妊婦を対象に歯科健康診査を随時実施し、妊婦の口腔保健の増進に寄与する。さらに、産後の歯科健康診査の実現に向け、引き続き市行政への働きかけを行う。

なお、2歳児を対象にした幼児歯科健康診査は、一定の研修を受講した歯科医師の院所において、妊婦歯科健康診査と同様に年間を通して行い、受診者の利便性の向上を図ることにしている。

- ①1歳6か月児健康診査
  - 保健センターで年間60回予定
  - 歯科医師派遣 延べ120名
  - 歯科衛生士派遣 延べ120名
- ②3歳児健康診査
  - 保健センターで年間61回予定
  - 歯科医師派遣 延べ122名
  - 歯科衛生士派遣 延べ122名
- ③幼児歯科健康診査
  - 受診者 1,888人
- ④妊婦歯科健康診査
  - 受診者 高松市1,153人、直島町10人
- ⑤母子歯科保健活動
  - 啓発チラシの作成、傷害保険加入など

#### (4) 歯と口の健康週間行事

厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が昭和33年から実施している。

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況から、令和3年度については、従来の地域住民参加型の各種啓発行事を見合わせ、市民に開放した講演会・パネルディスカッションを企画・開催し、歯科疾患の予防と疾患の早期発見・早期治療を促すことにより、市民の健康増進に寄与する。

日 時：令和3年11月28日(日)予定

場 所：レグザムホール 大ホール

内 容：講演会、パネルディスカッション、パネル展など

#### (5) 保育所歯科保健事業

市内の公私立保育所等を、歯科衛生士が年2回定期的に巡回訪問し、就学前児童に対し歯磨きなどの口腔衛生指導を行い、幼児期における口腔衛生の重要性を啓発するとともに、嘱託歯科医師が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

##### ① 保育所等巡回口腔衛生指導

公私立保育所(幼稚園、こども園を含む。) 80か所予定

##### ② 保育所歯科健康診査

傷害保険加入

#### (6) 学校歯科保健事業

市内の小中高校の養護教諭、保健担当教諭を対象に、歯科医師及び歯科衛生士を講師とする研修会を開き、児童生徒の保健教育の向上に寄与するとともに、高松市学校保健会が行う「よい歯の児童生徒審査会」に協力し、同審査会を通じて児童生徒の歯の健康に関する理解を深めるほか、新規学校歯科医師等を対象に説明会を開催する。

また、学校歯科医が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え、傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

##### ① 学校歯科保健担当者研修会

日 時：夏休み期間中

場 所：高松市歯科救急医療センター4階ホール

##### ② よい歯の児童生徒審査会

日 時：令和3年7月上旬(予定)

場 所：未定

③新規学校歯科医等説明会

年1回

④学校歯科健康診査

傷害保険加入

(7)学術講演会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、従来のような講演会の開催は難しい状況にあるものの、WEBセミナーやITを活用した研修会・講演会などコロナ禍に対応した新しい実施方法を模索しながら、事業を計画し、医療知識の習得及び技能の向上に努め、地域医療の充実・発展に寄与する。

学術講演会 3回開催予定

(8)歯科医療情報提供事業

地域住民を対象とした歯科医療を理解するための情報を提供し、歯科医療に関する市民の理解を深めることに寄与する。

会員や市民への口腔ケアの啓発につながる事業を企画・検討

(9)税務・経営研修会及びIT講習会

税制改正や確定申告、IT（情報技術）などに関する研修会を開催し、税知識の習得と納税の適正化に資するとともに、院所経営の安定化を図り、安心して地域医療に貢献できる体制づくりに寄与する。

税務及び経営研修会、IT研修会 各年1回開催予定

(10)医療管理研修会

歯科医師及び歯科衛生士等を対象に研修会を開催し、医療上の安全を確保するうえにおいて必要とされる知識の習得を図り、医療事故の防止に努め地域住民の安心感の向上に寄与する。

医療管理研修会 年2回開催予定

(11)専門的口腔ケア活動事業

高齢者介護施設や地区保健委員会等を対象に、口腔ケアに関する情報を掲載した啓発紙を配布するほか、高齢者介護施設等を訪問し、入居者や施設職員に口腔ケア等の指導を行うほか、高松市が進める高齢者の生きがいづくり・居場所づくり事業に協力し、高齢者の健康保持に寄与する。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域との連携をさらに強化する。

さらに、8020推進財団の助成を受け、地域病院からの要請に基づき、入院患者への口腔ケアなど「地域病院への歯科保健医療推進事業」を実施する。

- ① 高齢者介護施設等訪問口腔ケア活動  
高齢者介護施設5か所訪問
- ②啓発紙「もぐもぐ施設だより」の発行  
A3版2つ折りカラー印刷 10,000部
- ③専門的口腔ケア活動の推進  
「もぐもぐ施設だより」の企画立案、地域の連携会議への参加、高齢者居場所づくり事業への協力など
- ④地域病院への歯科保健医療推進事業の実施  
入院患者への口腔ケア活動

#### (12) 在宅訪問歯科診療対策事業

平成24年度から5年間実施した歯科衛生士養成講座の修了者を対象としたスキルアップ講座を開設し、より一層の知識・技能の向上を図り、地域医療の充実に寄与する。また、社会的ニーズが高まっている地域包括ケアシステムに関する講演会を開催し、知識の習得を図り、同システムの構築に積極的に貢献する。さらに、訪問歯科診療研究会が主体となって講演・研修会を開催するとともに、病院歯科会員との連携を強化し、在宅診療のさらなる充実に努める。

- ①在宅訪問歯科衛生士スキルアップ講座  
年3回程度開催予定 受講者50名(予定)
- ②地域包括ケアシステムに関する講演会  
年1回開催予定
- ③訪問歯科診療研究会の企画・立案による講演・研修会の開催
- ④病院歯科会員連絡協議会の開催

#### (13) 医療保険制度周知事業

保険適用の適否等の相談会を定期的に行うとともに、関係機関と連携し、医療保険制度の適切な運営に寄与する。

- 相談会：年12回開催予定  
関係機関協議会：必要の都度

(14)啓発紙の発行

歯科口腔衛生に関する啓発紙を発行し、市内の小中学校・幼稚園、こども園・保育所等を通じて、広く配布するとともに、保健センターやコミュニティセンターの窓口に備え置くほか、高松市や保健委員会が主催する研修会の資料としても活用することにより、広く市民の健康づくりに寄与する。

「もぐもぐだより」の発行 年2回

A3版2つ折りカラー印刷 1回当たり64,500部発行予定

(15)高歯会報の発行

会員を対象に、歯科医療情報や会務の状況等を記載した会報を定期的に発行し、会務運営の円滑化に資する。

「高歯会報」の発行 年11回 毎回260部予定

(16)会員の福利厚生事業

春秋会及び親睦会を開催するとともに、部同好会に助成し、会員相互の親睦及び交流を促す。

(17)災害救護活動対策事業

大規模災害発生時には、歯科医師にも社会的に救護活動等が求められることから、関係機関が行う検視訓練や研修会に参加するほか、各支部の災害担当者との連絡会を開催する。また、災害対応訓練の実施及び関係団体との連携を推進するほか、引き続き、災害時に必要とされる歯科衛生用品、資機材等の備蓄を行い、市民の安心感の向上に寄与する。

全国警察歯科医会主催の研修会等に参加、災害担当者会の開催・訓練実施、備蓄用資機材等の購入

(18)障がい者歯科診療事業

一般の歯科医院では対応が難しい障がい児(者)を対象に、日本障害者歯科学会の認定医による専門的な歯科診療や口腔衛生指導を行い、障がい児(者)の健康保持に寄与する。令和元年度から「地域拠点歯科診療所」として、施設整備について助成を受けている。

診療日：毎週月・木・土曜日(月曜日が休日となる場合は翌日の火曜日、12月29日から1月3日までは除く。)

診療時間：午前9時30分～午後4時30分

診療体制：月曜日－歯科医師1名、歯科衛生士2名  
木・土曜日－歯科医師2名、歯科衛生士4名



患者数見込：年間延べ2,100人

(19) 救急歯科診療事業

夜間及び休日において、市民はもとより周辺市町の住民や滞在者を含めた救急患者に、年間を通じて対応することにより、地域医療の充実に寄与する。

① 夜間救急歯科診療

診療日：毎週月曜日～土曜日（休日及び12月30日から1月3日までを除く。）

診療時間：午後7時30分～午後10時

診療体制：歯科医師1～2名、歯科衛生士2～4名

患者数見込：延べ1,100人

② 休日救急歯科診療

診療日：日曜日、国民の祝日、振替休日、お盆期間（8月13日～15日）、12月30日～1月3日

診療時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

（12月30日～1月3日は午前9時～正午）

診療体制：歯科医師1～3名、歯科衛生士2～6名

患者数見込：延べ1,500人